



平成 27 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 イノテック株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 小野 敏彦  
(コード：9880 東証第一部)  
問 合 せ 先 取締役管理本部長 棚橋祥紀  
(TEL：045-474-9000)

### 「内部統制基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）、及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 27 年法務省令第 6 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、平成 27 年 5 月 21 日開催の取締役会において「内部統制基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

記

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは、「イノテックグループ倫理行動基準」を策定し、当社グループの取締役の法令順守の徹底を図り、誠実に行動することを義務づける。
- ② 取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、遅滞なく取締役会において報告する。
- ③ 当社は、当社グループにおける内部通報制度として、「イノテックグループ外部通報窓口」を設置する。

#### 2. 取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、その職務の執行に係る文書及び電磁的記録その他の重要な情報については、「文書管理規程」等の社内規程に従って、適切に保存及び管理を行う。
- ② 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧することができる。
- ③ 会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署を設置するとともに、取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集したうえで、法令等に従い適切に開示する。

#### 3. 損失の危機の管理に関する規則その他の体制

- ① リスク管理体制に係る「経営危機管理規程」を整備し、当社グループにおいて発生し得る損失危機に対応するための取り組みを行うとともに、当社グループの損失危機に対する対応の周知徹底を図る。
- ② 経営危機が発生したときは、直ちに対策本部を設置する。

#### **4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例取締役会を原則として毎月1回これを開催し、臨時取締役会は必要に応じてこれを開催する。
- ② 取締役会にて業務分掌を定め、各取締役の権限については職務権限規程に基づき職務の執行が効率的に行われる体制とする。
- ③ 経営方針の策定、全体的な重要な事項について検討する経営会議を定期的で開催するものとする。

#### **5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社グループの企業集団としての業務の適正性を確保するために「関係会社管理規程」を整備する。
- ② 当社取締役がグループ各社の取締役を兼務し、子会社の事業状況その他の重要な事項について随時適切に報告を受ける。
- ③ 当社内部監査室は、当社グループにおける内部監査を実施し、企業グループ全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。

#### **6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指示命令に従い、監査役監査に必要な情報を収集し、監査役へ業務執行状況を適切に報告する。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人は、その業務執行に際して、取締役及び内部監査室等から不当な制約を受けない。

#### **7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制**

- ① 当社グループの取締役及び使用人は、当社監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行うとともに、重大な影響を及ぼす事項が生じたときは、直ちに当社監査役に報告する。
- ② 当社グループの取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合には、速やかに報告を行う。
- ③ 当社内部監査室及び関連部門は、当社監査役に対して定期的に当社内部通報窓口に対する相談状況の報告を行う。
- ④ 監査役への報告については、当該報告をした者が、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこととする。

## **8. その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画に従い、代表取締役、会計監査人及び内部監査室と定期的に意見交換を行う。
- ② 監査役は、監査の実効性を確保するため、取締役会のほか重要な会議に出席すると共に付議資料を閲覧する。
- ③ 監査役がその職務を遂行するために必要と判断した時は、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家に意見を求めることができ、その費用は会社に求めることとする。
- ④ 監査役がその職務の執行について費用の前払等を請求した場合は、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、会社は速やかにその請求に応じる。

## **9. 財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社グループの金融商品取引法における財務報告の信頼性、適正性を確保するため、代表取締役の指示のもと内部統制の整備を行い、当社内部監査室が整備及び運用の評価を継続的に行う。

## **10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え及びその整備状況**

当社グループは、反社会的勢力の経済活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を防止する観点から、「イノテックグループ倫理行動基準」、「反社会的勢力対応規程」において反社会的勢力との係わり方について定め、反社会的勢力の排除に向けて取組みを行う。

以上